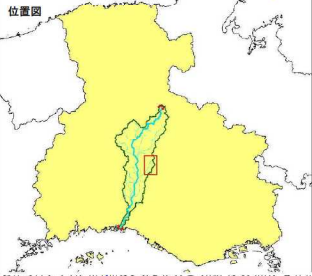


市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【10/18】



市川町

多可町

**凡例**

浸水した場合に想定される水深(ラング別)

- 20.0m以上の区域
- 10.0m~20.0m未満の区域
- 5.0m~10.0m未満の区域
- 3.0m~5.0m未満の区域
- 0.5m~3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

--- 市町境界

■ 浸水想定区域指定の対象となる河川(区)

**説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)を浸水した場合に想定される水深を表示した図面であり、なお、図面には、水防法(昭和24年法律第107号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河川及び洪水浸水想定区域の範囲を公表して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあつては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前線となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域図に示されていない区域においても浸水が生ずる場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 市川(新白川、柳瀬川、倉谷川、大見川、小田原川、太田川、道志川、播磨川、龍山川、甲良川、新谷川、釜谷川、坂本川、備前川、小瀬川、雲津川、七瀬川、那志川、相模川、相模川、甲良川、新田川、新田川、相模川、神谷川)

(5) 水防法指定河川 朝来川、神阿阿、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(6) 関係市町 朝来市、神阿阿、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

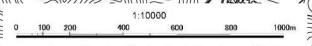
(7) その他の計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・越水・破壊した場合の浸水状況は表示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の境目を有する区域においては、氾濫する想定に際して地形を考慮せず、境界が不明な区域においては基本とした地形計算結果を基に作成したものです。

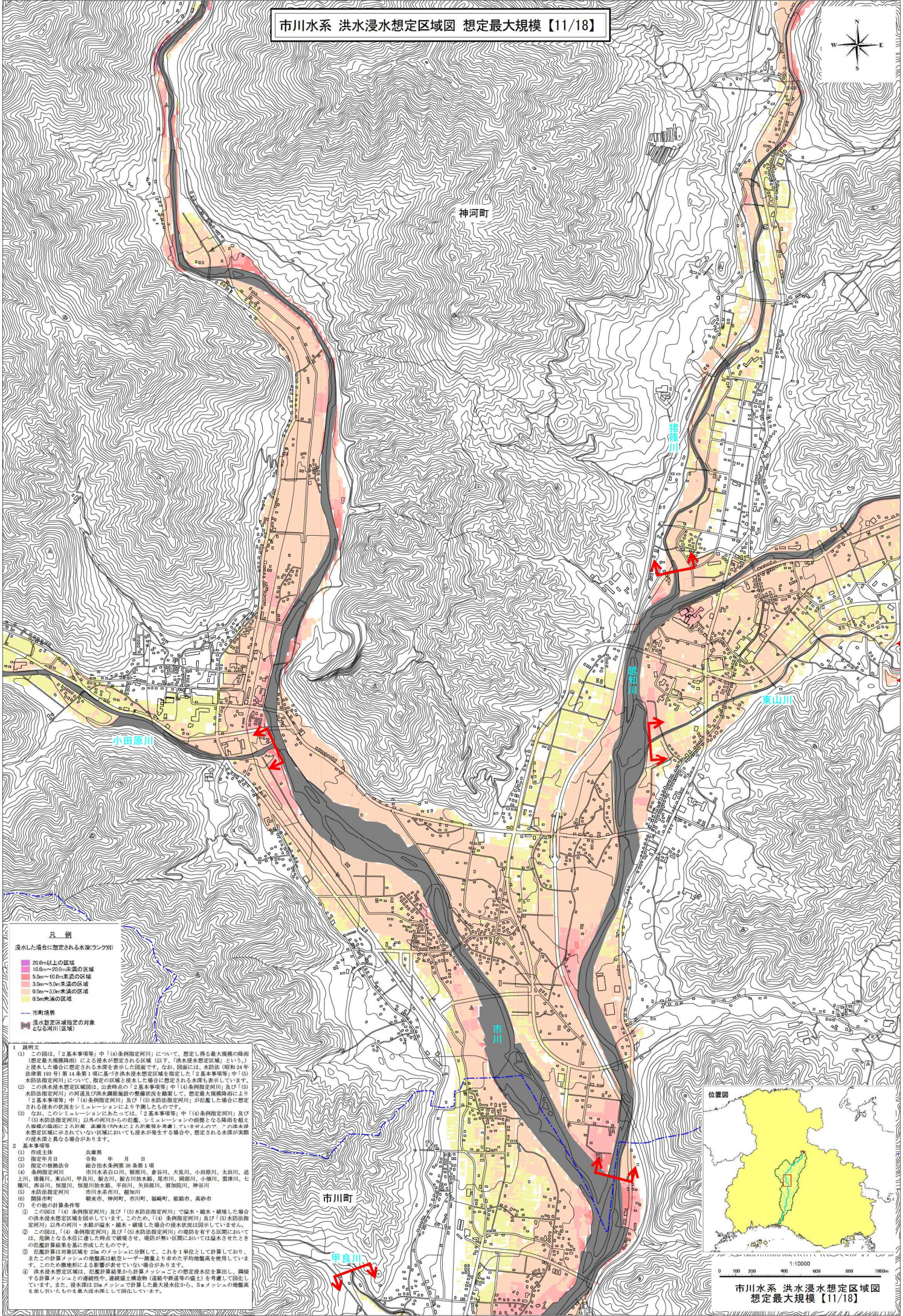
③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高を10m単位より求めた地形高と採用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位置を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を考慮し、境界線を平滑化(境界線を直線から曲線として図示)しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。





市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【11/18】



凡例

- 浸水した場合に想定される水深ランク別
- 20.0m以上の区域
- 10.0m～20.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域
- 市町境界
- 浸水想定区域指定の対象となる河川区画

1. 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第197号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河況及び洪水浸水想定区域の指定状況等に基づき、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が浸水した場合に想定される浸水の状況等をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える樹木の倒壊による圧入、高層建築物(9m以上の圧入等)を考慮していません。この洪水浸水想定区域図に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 指定区域 兵庫県

(2) 指定年月日 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 市川水系白川、船瀬川、倉谷川、大見川、小田原川、太田川、七瀬川、猪瀬川、東山川、甲良川、飯吉川、飯吉川牧水路、鹿川川、岡部川、小瀬川、雲津川、七瀬川、西谷川、恒屋川、恒屋川牧水路、平田川、矢田部川、須加院川、神谷川

(5) 水防法指定河川 市川水系市川、船瀬川、市川町、船瀬町、船瀬市、高砂市

(6) 関係市町 船瀬市、神河町、市川町、船瀬町、船瀬市、高砂市

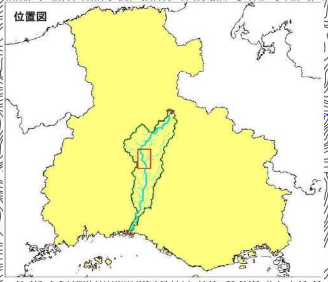
(7) その他の計算条件等

(1) この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で浸水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が浸水・氾濫・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

(2) この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の地勢を有する区域において、氾濫となる水位に達し、堤防が破綻する、堤防が壊れ区域においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

(3) 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は、国勢調査より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

(4) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの高低差や、堤防高さ(堤防の有無や高さ)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。



0 100 200 400 600 800 1000m  
1:10000

市川水系 洪水浸水想定区域図 想定最大規模【11/18】